

## 4 教育計画

### (1) 教育計画の方針

- ①個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用し、保護者と連携を図るとともに、医療・福祉・進路等の関係機関と連携をとりながら、児童生徒個々の実態に応じた適切な教育をより一層進める。
- ②将来の自立に向けて、自立活動、教科の学習、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動など小中高一貫した教育課程の編成に努める。
- ③地域の特別支援教育のセンター的機能を担っていくために、地域との連携を図り開かれた学校づくりを進め、教育研修を充実するとともに、教育相談活動を積極的に行い、教育実践の公開に努める。

### (2) 教育課程

#### ①学習集団の編成

- (ア) 発達段階を考慮した基礎集団を編成する。
- (イ) 障害や課題あるいは興味・関心等を加味した学習集団を編成する。
- (ウ) 学部・学年など学級とは異なる合同集団を編成する。

#### ②各教科指導

児童生徒の実態にあわせ、各教科の目標と内容を踏まえ、「生きる力」を養う。

#### ③各教科等を合わせた指導

各教科や領域の目標を踏まえ、必要に応じて各教科等を合わせた指導を行う。

#### ④特別の教科道徳

学校教育活動全体を通して、道徳的な判断力や実践力を培う。

#### ⑤特別活動

社会性を育み、好ましい人間関係を育てるために、地域や学校の実態に即した活動を組織する。

#### ⑥自立活動

学校教育活動全体と綿密な関連を保ちながら、個々の障害の状態と発達に即して、適切な指導を進める。

#### ⑦総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

児童生徒の適性、興味関心を基礎としながら、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、問題解決できる力を育てる。

#### ⑧人権教育

人権尊重の精神に基づき、児童生徒の年齢や能力、特性に応じて、学校生活全体の中で総合的に推進する。

#### ⑨進路指導

個々に応じた進路に関する学習や、就労に関する体験の場を設け、意欲を高めるとともに自己を理解し、進路を自己選択・自己決定できる力を育てる。

#### ⑩訪問教育

一人ひとりの児童生徒の障害の状況や発達の段階、学習時間、学習する場所に応じて、指導内容や指導の体制を工夫し、学習活動を効果的に計画し進めていく。

#### ⑪交流及び共同学習

豊かな人間関係を築くために、交流校や地域の人々と共に活動する機会を設け、交流及び共同学習を展開していく。